

八、会社ハ労働組合員タルノ故ヲ以テ不當ノ圧迫ヲ為サレコト従業員ハ故意ヲ以テ能率増進ニ努ムルコト

九、会社ハ今更ノ問題ニ関シ犠牲者ヲ出サレコト

一〇、慰安会ハ会社ヲ管束ノ範圍内ニ於テ従業員ノ意思ヲ尊重スルコト

一一、従業員手當ハ従来ノ倍トスルコト

一二、休憩時間ノ機械運轉ハ会社ニ於テ作業ニ支障ナキ限り止ムルコト

一三、研酸室及洗練室ニ於テ作業スル者ニ対シテハ硝化室同様ノ手當ヲ支給スルコト

一四、研酸室ノ圧搾作業ニ従事スル者ニ對シテハ乙ノ手當ヲ支給スルコト(乙手當一日十先)

一五、配合室ノ酒精変性ニ従事シタル者ニ對シテハ丙ノ手當ヲ支給スルコト(丙手當百先)

一六、今更ノ解雇者ニ各ニ對シテハ会社規定ノ解雇手當ヲ支給スル外特別手當ト

シテ各自ニ金五圓也ヲ支給スルコト

一七、会社ハ金壹封(金五千圓也)ヲ支給スルコト

昭和三年十二月二十二日

大日本セルロイド株式会社

氷野 修一 印

黛 文 大

松永 正水 藏 郎 印

有佐 松永 正水 藏 郎 印

中央合同労働組合長 調停者

印別製本